

01

知識

お金と賢くつきあっていくために ～借金の作法(その6)～

前号ではクレジットカードの支払方法のうち、「一括払い」と「分割払い」について解説した。今回は「リボルビング払い(リボ払い)」について説明する。

リボ払いとは毎月決められた額を支払う方法。一見すると分割払いとあまり変わらないように思われる。しかし購入商品ごとに支払回数や期間を設定する分割払いとは違い、リボ払いは利用金額や件数に関係なく、利用残高に応じた一定の金額と手数料(利息)を毎月支払うだけでよい。例えば10万円以下の利用残高に対する最低支払金額が5千円の設定であれば、支払残高が10万円を超えるまでは何度利用しても(ex.今月3万円、来月5万円、再来月に1万円というように複数回利用したケースでも)毎月の支払いはいつも5千円だけで済む。

このように月々の支払いが一定になることで家計の管理がし易くなる、というのがリボ払いを勧めるク

レジット会社の謳い文句なのだが、毎月の支払金額が少ないということは、実はその分だけ借金の返済期間が長くなることを意味する。そして将来、支払う手数料(利息)が多くなる欠点があるということを理解する必要がある。借金である以上、どれだけ支払いを先延ばしにしても、いつか必ず返さなければならない。またリボ払いを選択して支払いを繰り返していると、どれだけ利用しても支払金額が一定なので安易に借金を重ねてしまいがちになる。

結果、現在の利用残高を正確に把握することが難しくなり、気が付けば想像以上の借金に膨れ上がっていた、という事態に陥る危険性もある。そこで「実際に必要な金額だけを借りる」という二番目の「借金の作法」を常に意識したい。リボ払いにしても他の支払方法にしても、家計管理ではなく借金管理を目的として、自分に合った返済計画を選択でき

るようにしよう。

次号では二番目の作法について具体的に解説する。



日本ファイナンス有限公司
下関店 店長
松原 剛

AFP(日本FP協会認定)
TEL083-234-3544

<http://nihon-finance.com>

借金で苦しむ人への的確なアドバイスで定評がある、消費者金融のプロフェッショナル。弁護士の人脈、債務カウンセリング、真摯に相談に乗る姿勢が認められ、感謝の声が多数寄せられている。ラジオなどのメディア出演を通して、借財に対する正しい認識を広めている。